

令和6年度宮城県太陽光発電施設巡視業務 仕様書

1 委託業務の名称

令和6年度宮城県太陽光発電施設巡視業務

2 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

3 委託業務の目的

本県では、令和4年10月1日より「太陽光発電施設の設置等に関する条例（令和4年宮城県条例第39号）（以下「本条例」という。）」を施行し、県内における太陽光発電施設（以下「発電施設」という。）の適正な設置や維持管理、廃止等について必要な事項を定め、地域と共生する太陽光発電の普及及び拡大を図ることとしている。

本条例の対象となる発電施設を設置し、発電事業を実施する事業者には、各種届出の提出のほか、施設の適正な維持管理や保守点検を行うことが義務付けられており、県ではその遵守状況を適宜確認し、不適切な事例が認められた場合には、事業者に対し適切な指導を行うこととしている。

令和6年度宮城県太陽光発電施設巡視業務（以下「本業務」という。）は、県内の発電施設に対する巡視活動により、不適切案件の洗い出しを行い、以て本条例の適正かつ円滑な運用に努め、地域と共生した太陽光発電の普及及び拡大を図ることを目的とする。

4 業務内容

（1）通常巡視業務

本業務は、本県が提供する巡視対象施設リストに掲載されている発電施設を調査対象として、発電施設（仙台市内及び建築物の屋根等に設置されるものを除く。以下同じ。）が適切に保守点検及び維持管理されているか等について、調査するものである。

なお、本業務の実施に当たっては、上記調査に加え、未届案件（本条例に基づく届出の提出がなされていないにもかかわらず、現に設置されている発電施設）の洗い出しも行うこととする。

また、本業務は、本県が提供する実態調査票に基づき、発電施設の敷地外からの外観目視調査を基本として実施し、巡視件数や報告方法等の詳細は、次のイ及びロに定めるところによる。

イ 巡視件数は、令和5年度に本条例に基づく事業計画の新規届出がなされた案件及び本条例への不適合が認められた案件等を合計し、215件程度とする。

ロ 本業務において、明らかに発電施設の管理が不十分であるなどの不適切な案件を発見した場合や、事業者や近隣住民等から質問・要望を受けた場合などは、その内容について、実態調査票を作成し、速やかに本県に報告すること。

（2）臨時巡視業務

本業務は、（1）の通常巡視業務において発見された未届案件や、条例に基づく届出等の内容に疑義があった場合の他、本県に対して、住民等から不適切案件の通報があった発電施設等について、本県からの指示により調査するものである。

なお、本業務は、発電出力の合計が50kW未満の発電施設も対象とし、本県が提供す

る実態調査票に基づき、発電施設の敷地外からの外観目視調査を基本として実施する。巡視件数や報告方法等の詳細は、次のイ及びロに定めるところによる。

イ 巡視件数は、15件程度とする。

ロ 本業務の実施状況に係る報告は、実態調査票を作成し、速やかに行うこと。

(3) 詳細な現地確認調査

本業務は、太陽光発電施設の設置等に関する条例施行規則（令和4年宮城県規則第65号）（以下「本規則」という。）第3条に規定する設置規制区域内の発電施設及び安全性の欠陥のおそれや、周辺地域への影響のおそれがあると認められる発電施設等について、本県からの指示により調査するものである。

なお、本業務は、本県が提供する現地確認調査票に基づき、発電施設の敷地外からの外観目視調査を基本として実施するが、必要に応じて、発電施設の事業区域内への立入調査や、事業者へのヒアリングを行うとともに、状況に応じて、土砂災害の発生防止等に関し、技術的・専門的な知見を持つ者による検証を行うこと。本業務の確認件数や報告方法等の詳細は、次のイ及びロに定めるところによる。

イ 確認件数は、15件程度とする。

ロ 本業務において、発電施設の安全性に重大な欠陥があり、直ちに周辺地域に影響が及ぶおそれがあるなど、重大な危険を発見した場合や、事業者や近隣住民等から質問・要望を受けた場合などは、現地確認調査結果報告書を作成し、速やかに本県に報告すること。

(4) 太陽光発電施設の設置・維持管理等に関する本県への技術的・専門的な支援

本条例に基づく各種届出の確認や許可申請の審査など、本条例の運用に当たり、本県が発電施設の設置・維持管理等に関する技術的・専門的な知見を必要とする場合は、本県の要請に基づき、助言や資料提供などを行うこと。

(5) 月次報告

イ 本業務の実施状況について、各月の実施状況を翌月末日までに報告すること。

ロ 報告内容は、以下のとおりとすること。

(イ) 通常巡視業務の実施状況及び調査結果

(ロ) 臨時巡視業務の実施状況及び調査結果

(ハ) 詳細な現地確認調査の実施状況及び調査結果

(二) 技術的・専門的支援の実施状況

(6) データベース等の保守及び整備

(1)～(3)における調査結果を踏まえ、本条例の運用に当たり、本県が使用しているデータベース（Excelファイル）について、下記の保守及び整備を行う。本データベースの参考様式（記載例）は、別紙を参照すること。

イ 事業者情報の加除修正

ロ 地図データの加除修正

ハ 発電施設毎の個別台帳の整備

二 その他本条例及び本業務の運営に当たり必要な保守及び整備

5 業務実施体制

(1) 本業務の実施に当たっては、本県との協議、関係者への連絡調整などが迅速に行えるよう、必要な体制を整えること。また、経費の執行については、費用対効果を十分に考

慮し行うこと。

- (2) 本業務の実施に当たっては、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法及び電気事業法等の再生可能エネルギー電気に係る関係法令に精通している者、及び土砂災害の発生防止等に係る発電施設の適切な維持管理等について、技術的・専門的な知見を持つ者をそれぞれ1人以上配置するとともに、必要に応じて外部の有識者にも助言を求めることができる体制を構築すること。
- (3) 受注者は、本業務を指揮する業務実施責任者を配置すること。業務実施責任者の設置に当たっては、以下の事項を遵守すること。
 - イ 業務実施責任者は、企画立案・実施のほか、業務従事者を適切に指導して業務を実施させる。
 - ロ 業務実施責任者は、関係者との連絡調整を行う。
 - ハ 業務実施責任者は、本県との協議の上、特に連携を密にとる必要がある業務を行う従事者については、遅滞なく業務が遂行できるよう体制の確保を行う。
 - ニ 業務実施責任者は、上記4に示す業務を円滑に行うため、有識者の意見を聞くことができる体制の確保を行う。
 - ホ 業務実施責任者は、本業務を安全に実施できるよう管理を行う。
 - ヘ 業務実施責任者は、経費・事業内容等、本県から報告を求められた際は速やかに対応する。
- (4) 受注者は、やむを得ない場合を除き、業務実施責任者を変更しないこと。
- (5) 受注者は、契約締結後速やかに業務実施責任者の氏名等を県に通知すること。

6 打合せ協議

- (1) 受注者は、本業務実施前に実施計画書を作成し、本県と協議するほか、必要に応じて随時打ち合せを行うこと。
- (2) 実施計画書には、以下の事項を記載すること。
 - イ 業務概要
 - ロ 業務内容
 - ハ 業務の実施方針（業務のフローチャート、業務実施方法）
 - ニ 業務の実施体制
 - ホ 業務実施に係る関係者連絡先
 - ヘ 業務工程表（スケジュール）
- (3) 発注者は、本業務の実施に当たり、受注者と十分な連絡調整を図ること。
- (4) 受注者はやむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、予め本県と協議すること。
- (5) 本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者の間でその都度協議して決定するものとする。

7 業務完了報告

- (1) 受注者は、委託業務を完了したときは、委託期間中に実施した全ての業務について、委託期間満了日の令和7年3月31日までに、業務完了報告書を作成し、発注者に提出すること。
- (2) 業務完了報告書への添付資料、提出媒体及び提出先は以下のとおりとする。

- イ 添付：データベース、調査結果報告書一式
- ロ 提出媒体：電子媒体（DVD等）1部、冊子1部
- ハ 提出先：宮城県環境生活部次世代エネルギー室

8 その他留意事項

(1) 私有地への立ち入り等

調査の際に私有地に立ち入る場合等には、受注者において所有者に了解を得る等、適切に対応すること。

(2) 本業務の履行

本業務について、契約書及びこの仕様書に明示されていない事項であっても、本業務の履行上、当然に必要となる事項については、受注者が責任を持って対応すること。

(3) 成果品の帰属

委託により作成された成果品に関する全ての権利は、発注者に帰属する。また、著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は受注者において必要な権利処理を行うこと。

(4) 個人情報の保持

受注者は、本業務を処理するための個人情報の取扱いについて、別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

(5) 情報セキュリティの確保

受注者は、本業務を履行する場合における情報セキュリティの確保については、別記2「情報セキュリティ特記事項」を遵守すること。

(6) 再委託を行う場合

受注者は、本業務の実施に当たり、再委託を行う場合は、再委託の相手先毎に、相手方名、再委託を行う業務の内容及び再委託を行う理由を記載した文書を発注者に提出し、承認を得ること。